



平成 28 年 8 月 22 日

各 位

会 社 名 株式会社テー・オー・ダブリュー
代表者名 代表取締役社長兼最高経営責任者
(CEO) 江草康二
(コード番号:4767 東証第一部)
問い合わせ先 総務チームリーダー 中島 博
T E L 03-5777-1888

当社及び当社子会社従業員に対するストックオプション（新株予約権） の発行に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社及び当社子会社従業員に対してストックオプションとして無償で発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する議案を、平成 28 年 9 月 26 日開催予定の当社第 40 期定時株主総会に上程する旨決議致しましたので、お知らせいたします。なお、議案の内容の詳細は以下のとおりです。

記

1. 当社および当社子会社の従業員に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを必要とする理由

当社は、第 40 期（平成 28 年 6 月期）期初に設定した過去最高の業績目標に対する従業員の達成意欲を高めるために、当社グループの全従業員を対象にマイレージ型のストックオプション制度を導入いたしました。（平成 27 年 8 月 7 日付プレスリリース）

これは、各チームに設定された四半期毎の業績目標の達成度合いに応じてストックオプションの付与株数が加算されるマイレージ型の制度であり、通期の業績目標を達成できなかったチームには、ストックオプションは付与されません。

結果として、31 チーム中 19 チームが通期の業績目標を達成し付与対象チームとなり、全社の過去最高の業績目標の達成に大きく寄与いたしました。

従いまして、上記の業績目標を達成したチームに属する従業員を対象者とし、その達成度に応じた新株予約権を各対象者に無償で発行するものです。

特に有利な条件による発行になると考えられますが、かかる条件によるストックオプションの付与により、業績目標達成への従業員の寄与を評価し、有用な人材を確保するものであり、これにより従業員の勤務意欲を向上させることにより、株主の利益にも資するものとして必要なものであります。

2. 新株予約権発行の要領

(1) 新株予約権の割当を受ける者

当社及び当社子会社の従業員(第40期において当社の定める一定の業績を達成した者、以下「対象者」という)

(2) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数

当社普通株式 358,200 株を上限とする。

なお、行使価額 ((5)において定義される) の調整が行われた場合、次の算式により目的たる株式数を調整する。ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

(3) 新株予約権の総数

3,582 個を上限とする。

(新株予約権1個当たりの目的となる株式数は100株。ただし、上記(2)に定める株式数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。)

(4) 新株予約権の発行価額

無償とする。

(5) 新株予約権行使に際して出資される財産の価額

① 新株予約権行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受ける株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という)に新株予約権1個当たりの目的たる株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権発行の日の前日における株式会社東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値(取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値)から100円を減じた金額とし、1円未満の端数は切り捨てる。

② 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

③ 新株予約権発行後、当社が資本金の減少を行う場合その他の場合において、行使価額の調整が必要又は適切なきには、当社は必要かつ合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うものとする。

(6) 新株予約権の権利行使期間

平成33年10月1日から平成34年3月31日まで。ただし、対象者と当社との間で個別に締結される新株予約権割当に関する契約(以下「新株予約権割当契約」という)により、権利行使期間中における新株予約権の行使が制限されることがある。

(7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、①記載の資本金等増加限度額から、①に従って増加する資本金の額を減じた額とする。

(8) 新株予約権の行使の条件

- ① 対象者は、権利行使時においても、当社の取締役若しくは従業員又は当社の子会社の取締役若しくは従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りではない。
- ② 対象者が死亡した場合は、対象者の相続人がこれを行行使できる。ただし、新株予約権割当契約に別段の定めがある場合にはこの限りではない。
- ③ このほか新株予約権の行使の条件は、新株予約権割当契約の定めに従う。

(9) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

(10) 新株予約権の取得条項

- ① 当社が消滅会社となる合併契約書が当社株主総会で承認されたとき、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案が当社株主総会で承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書の承認の議案若しくは株式移転の議案が当社株主総会で承認されたときは、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
- ② 対象者が権利を行行使する条件に該当しなくなった場合、又は対象者が新株予約権の全部若しくは一部を放棄した場合は、当社はかかる新株予約権を無償で取得することができる。
- ③ その他の取得条項については当社取締役会の決議により定める。

(11) 端数の取扱い

新株予約権を行行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合にはこれを切り捨てるものとする。

(12) 新株予約権証券の発行の有無

新株予約権にかかる新株予約権証券は発行しない。

(13) 組織再編行為時における新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換又は株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合（但し、第(10)号に基づき当社が対象者より新株予約権を取得しなかった場合に限る。）において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株

予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。

この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、第(2)号に準じて決定する。
 - ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
組織再編行為の条件等を勘案の上、第(5)号に準じて決定する。
 - ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
第(6)号に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、第(6)号に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。
 - ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
第(7)号に準じて決定する。
 - ⑦ 新株予約権の行使の条件
第(8)号に準じて決定する。
 - ⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限
第(9)号に準じて決定する。
 - ⑨ 新株予約権の取得条項
第(10)号に準じて決定する。
 - ⑩ 端株の取扱い
第(11)号に準じて決定する。
 - ⑪ 新株予約権証券の発行の有無
第(12)号に準じて決定する。
- (14) 新株予約権のその他の内容
上記(1)から(13)にかかる細目及び新株予約権のその他の内容については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定める。
- (15) 新株予約権の割当日
新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定める。

以 上